

## 障害のある学生への配慮事項

①～⑤に該当する学生がいる場合、それぞれ以下の対応を実施する。  
ただし必ず授業担当教員に障害にかかる相談をしている場合に限る。

### ①視覚障害受験生

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のもの

#### 対応方法

- 拡大鏡等の持参使用
- 窓側の明るい座席を指定
- その他学生の申し出により大学側で対応できる範囲

### ②聴覚障害学生

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

#### 対応方法

- 注意事項等の文書による伝達
- 座席を前列に指定
- 補聴器又は人工内耳の装用  
(FM式を除く)
- その他学生の申し出により大学側で対応できる範囲

### ③肢体不自由学生

- (1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- (2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

## ④発達障害を有する学生

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害）を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。

## ⑤その他教育上特別な配慮をしている学生

学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアまたはイに該当するもの。ただし、一時的障害を除く。

ア上記の a. から c. における障害の程度に該当しない視覚障害学生、聴覚障害学生及び肢体不自由学生

イ慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の病弱者等

### ③～⑤の対応方法

■学生の申し出により大学側で対応できる範囲